



田村市告示第74号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195条）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成25年7月16日

田村市長 冨塚 有 暲



編入する字名	編入される区域
都路町岩井沢字小保内	<p>都路町岩井沢字浜井場 69 の 2 の一部、70 から 75 までの各一部、76 の 1 の一部、76 の 2 の一部、78 の 4 の一部、99 の 1 の一部、102 の一部、104 の一部</p> <p>都路町岩井沢字日向 39 の 82 の地先の道路である公有地の一部</p>
都路町岩井沢字浜井場	<p>都路町岩井沢字小保内 6 の 5 及び都路町岩井沢字浜井場 77、99 の 1、104 に隣接する都路町岩井沢字小保内の道路である公有地の一部</p> <p>都路町岩井沢字日向 25 の一部、26 の一部、27 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに都路町岩井沢字浜井場 26、38、40、68 の 2、99 の 1 に隣接する都路町岩井沢字日向の水路である公有地の全部</p>
都路町岩井沢字北向	都路町岩井沢字浜井場 3 の一部、4 の一部